

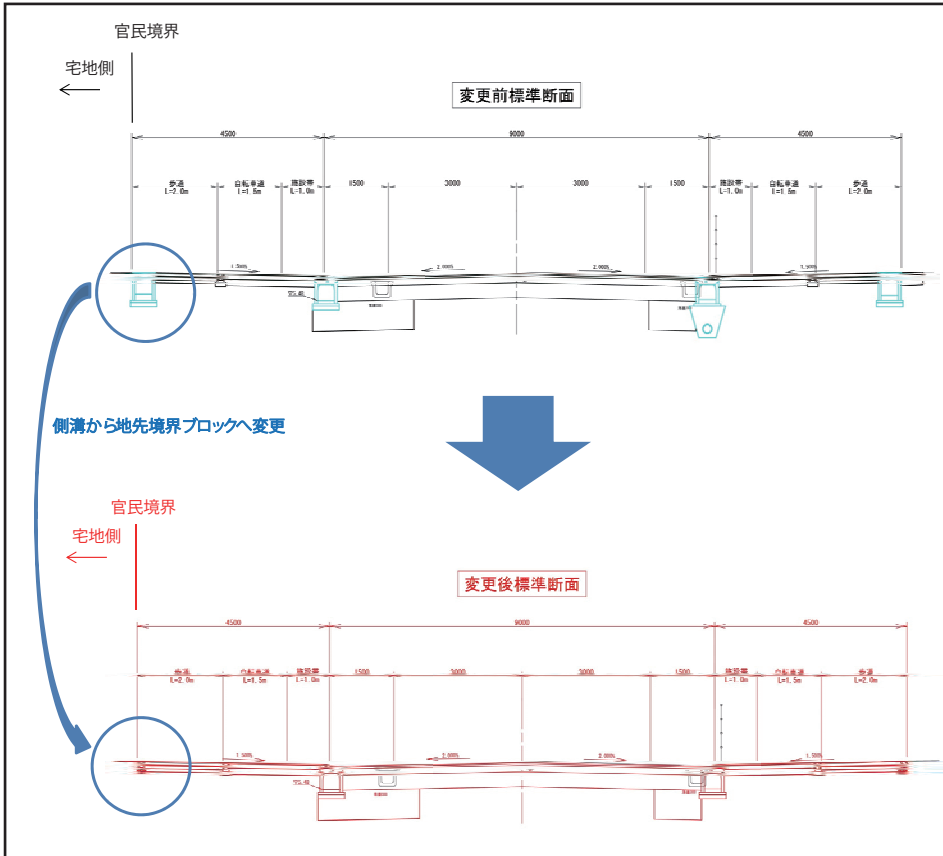
まちづくりニュース

令和2年9月

発行：大門・本町通りまちづくり委員会

1. 道路側溝の変更について（由利地域振興局 建設部より）

図①断面図

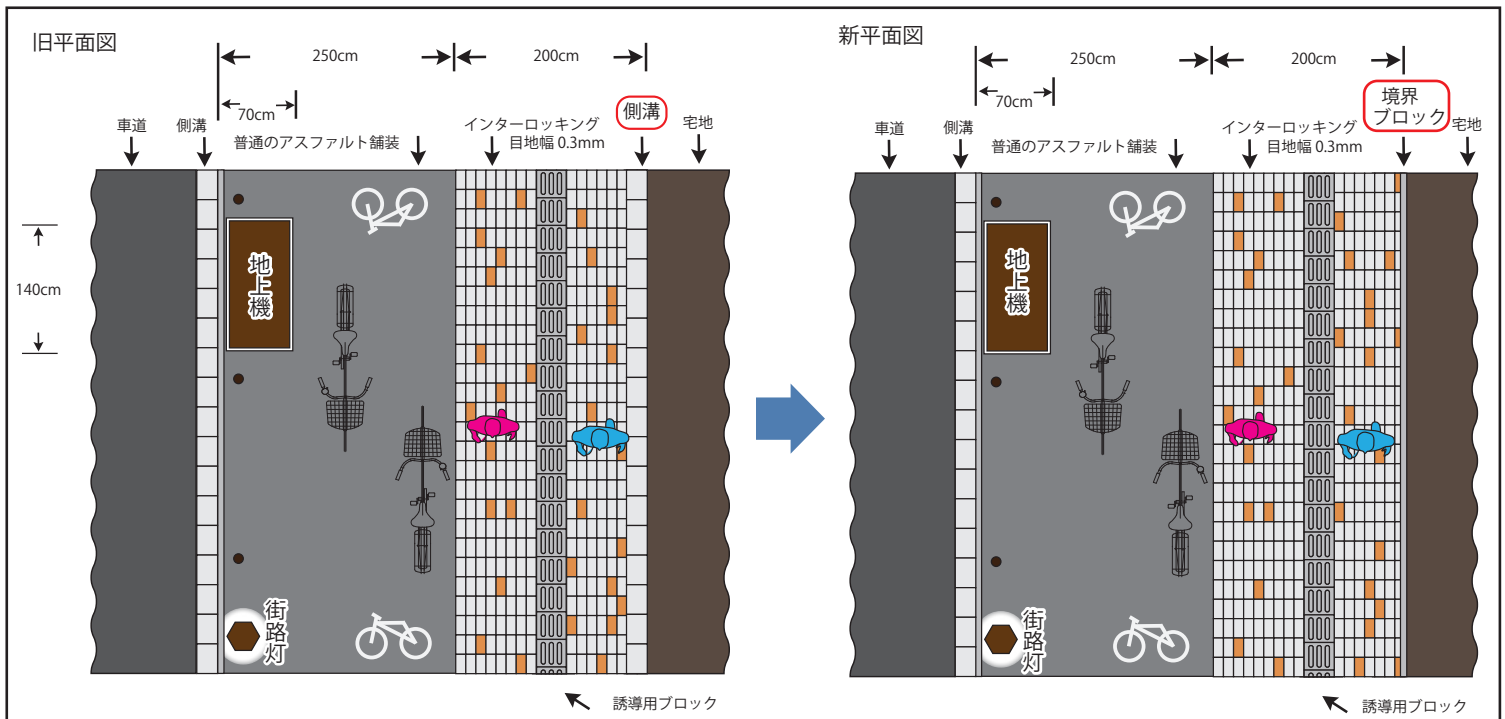


今年度9月より西側北側の歩道整備工事が開始されます。大門・本町通りまちづくり委員会にて歩道の仕様などを作成いたしました。由利地域振興局建設部より、一部変更がございますのでご報告させていただきます。

変更事項は民地境界の歩道側の側溝を施工しないということです。側溝は車道に設置するもののみとなります。民地にある既存の側溝は車道の側溝につなげ排水をします。通常の降雨であれば車道側の側溝から排水があふれることはないということです。

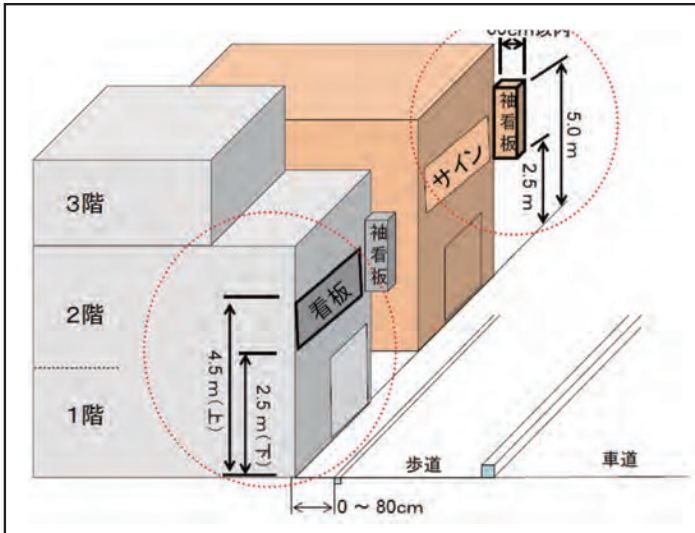
これまで歩道の側溝を設置するため塀や柵などの設置は歩道の施工後としておりましたが、歩道の施工前に設置することができます。歩道施工後に設置しても構いません。ご不明な点は由利地域振興局建設部企画建設課にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

図②イメージ平面図



2. 店舗用看板と表札について

図①



今年度のまちづくり協定審査会も8月末までに7回行っており順次建て替え等も進んでいますが、店舗看板について新しい事例による見解がありましたのでご報告させていただきます。

地区計画における看板の定義については、図①で示しているように高さ2.5mから5mの間で設置しなければいけません。しかしながら図②の緑枠で示している位置（店舗入口右側）に店舗名を設置する場合、今までの協定では看板という認識になり2.5mから5mの間で設置するか、小窓をつけて店舗内からカットニングシート等で表示するなどに対応するしかありませんでした。やや不合理なところもあり、由利本荘市都市計画課と協議した結果、こういった場合は表札とみなし対応していくということになりました。

図②



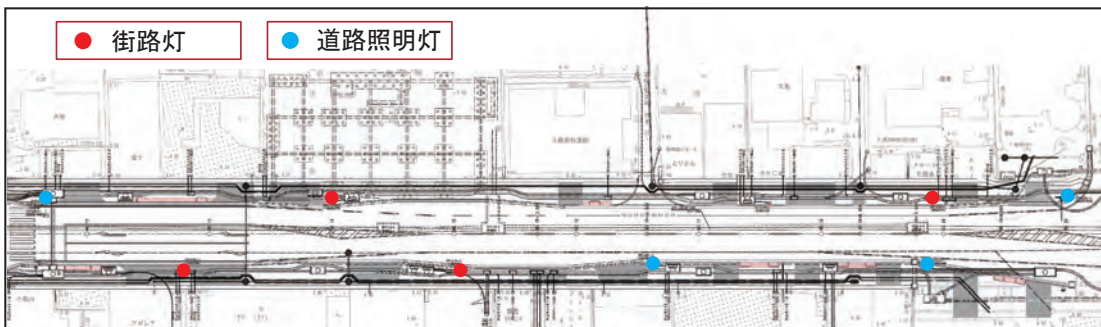
表札の定義としては、都市計画道路停車場栄町線に面する建築物の壁面、塀などに設置する表札の大きさは0.5㎡以内とします。色や形の規制はありません。大きさ等の確認のため届出が必要となります。建物側面の壁面に対しては、規制などありません。

この規定は、今年度は暫定的に新たな基準として運用し、次回の大門・本町通りまちづくり委員会総会にて「まちづくり協定」の新たな基準として承認をいただきたいと思います。

ご不明な点は、由利本荘市都市計画課にお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

今年度9月より西側北側の歩道整備が始まりますが街路灯も北側に2期設置されます。全線開通まで点灯しませんが少しずつまちづくり委員会で検討した道路が形になろうとしています。完成までまだ時間がかかりますがご協力をお願いいたします。

3. 街路灯について



大門・本町通りまちづくり委員会より

まちづくり協定の届出は由利本荘市都市計画課（由利本荘市第二庁舎）にお願い致します。建設業者様へのご連絡宜しくお願い致します。提出書類は大門本町通りまちづくり委員会ホームページよりダウンロードできます。下記アドレスもしくは検索にてお願いします。

アドレス <http://daimon-honcho.com/> 大門・本町通りまちづくり委員会で検索

地区計画・まちづくり協定は 由利本荘市 建設部都市計画課 TEL0184-24-6332
事業の進捗状況などは 由利地域振興局 建設部企画建設課 河川道路建設班 TEL0184-25-4545
補償などについては 由利地域振興局 建設部用地課 用地・管理班 TEL0184-22-5437